

「取引所為替証拠金取引説明書」の一部改正について

下線部変更

(平成23年8月1日)

現 行	変 更 後																																	
<p>(表紙)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成23年4月</u></p> <p>(枠内)</p> <p>取引所為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。<u>また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。</u>さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きい場合、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。</p> <p>相場状況の急変により、売り気配と買い気配のスプレッド幅が広がったり、意図したとおりの取引ができない可能性があります。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p>☆取引の方法</p> <p>東京金融取引所（以下「取引所」といいます。）においては、取引所為替証拠金取引として、対日本円取引が<u>14</u>通貨、クロス取引が11種類取引されます。</p> <p>対日本円取引の対象通貨、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、次の表の通りです。</p> <table border="1" data-bbox="121 1697 810 2089"> <thead> <tr> <th>通貨名</th> <th>取引単位</th> <th>呼び値の最小変動幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(新 規)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新 規)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新 規)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(その他省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新 設)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	通貨名	取引単位	呼び値の最小変動幅		(新 規)			(新 規)			(新 規)			(その他省略)			(新 設)		<p>(表紙)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成23年8月</u></p> <p>(枠内)</p> <p>取引所為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格に基づき算出される<u>金融指標の価格</u>の変動により損失が生ずることがあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きい場合、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。</p> <p><u>取引する通貨の対象国の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。</u>また、<u>通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映せず、買付けた通貨の対象国の金利が売付けた通貨の対象国の金利よりも高い場合にもスワップポイントを支払うことになることがあります。</u></p> <p>相場状況の急変により、売り気配と買い気配のスプレッド幅が広がったり、意図したとおりの取引ができない可能性があります。</p> <p><u>取引する通貨の対象国が休日等の場合、その通貨に係る金融指標の取引が行われないことがあります。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下現行どおり)</p> <p>☆取引の方法</p> <p>東京金融取引所（以下「取引所」といいます。）においては、取引所為替証拠金取引として、対日本円取引が<u>17</u>通貨、クロス取引が11種類取引されます。</p> <p>対日本円取引の対象通貨、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、次の表の通りです。</p> <table border="1" data-bbox="810 1697 1490 2089"> <thead> <tr> <th>通貨名</th> <th>取引単位</th> <th>呼び値の最小変動幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>中国人民幣</u></td> <td><u>100,000 中</u> <u>国人民幣</u></td> <td><u>0.001 (100円)</u></td> </tr> <tr> <td><u>インドルピー</u></td> <td><u>100,000 イ</u> <u>ンドルピー</u></td> <td><u>0.001 (100円)</u></td> </tr> <tr> <td><u>韓国ウォン</u></td> <td><u>10,000,000</u> <u>韓国ウォン</u></td> <td><u>0.001 (100円) (注)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(その他現行どおり)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 韓国ウォンについては、100韓国ウォンあたりの</p>	通貨名	取引単位	呼び値の最小変動幅	<u>中国人民幣</u>	<u>100,000 中</u> <u>国人民幣</u>	<u>0.001 (100円)</u>	<u>インドルピー</u>	<u>100,000 イ</u> <u>ンドルピー</u>	<u>0.001 (100円)</u>	<u>韓国ウォン</u>	<u>10,000,000</u> <u>韓国ウォン</u>	<u>0.001 (100円) (注)</u>		(その他現行どおり)	
通貨名	取引単位	呼び値の最小変動幅																																
	(新 規)																																	
	(新 規)																																	
	(新 規)																																	
	(その他省略)																																	
	(新 設)																																	
通貨名	取引単位	呼び値の最小変動幅																																
<u>中国人民幣</u>	<u>100,000 中</u> <u>国人民幣</u>	<u>0.001 (100円)</u>																																
<u>インドルピー</u>	<u>100,000 イ</u> <u>ンドルピー</u>	<u>0.001 (100円)</u>																																
<u>韓国ウォン</u>	<u>10,000,000</u> <u>韓国ウォン</u>	<u>0.001 (100円) (注)</u>																																
	(その他現行どおり)																																	

現 行	変 更 後
<p>※対日本円取引のうち、トルコリラ及びメキシコペソについて、当分の間、上場が延期されます。</p> <p>(新 設)</p> <p>(クロス取引省略)</p>	<p><u>呼び値となります。</u></p> <p>※対日本円取引のうち、トルコリラ及びメキシコペソについて、当分の間、上場が延期されます。</p> <p><u>※当社では、中国人民幣元、インドルピー及び韓国ウォンのご提供開始日を平成23年9月12日（予定）とさせていただきます。</u></p> <p>(クロス取引現行どおり)</p>
<p>その取引の仕組みは各通貨組合せとも共通で、次のとおりです。</p> <p>a. (省 略)</p> <p>b. ロールオーバーがなされた場合に、組合せ通貨間の金利を比較して差が生じているときは、金利差相当額（スワップポイント）が発生します。</p> <p>c. (省 略)</p> <p>d. 決済日は、取引の翌々取引日の付合せ時間帯開始時の属する暦日を原則とします。ただし、日本の銀行の休業日、通貨組合せの外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日等により、決済日が繰延べられる場合には、取引所が別途通知を行います。</p>	<p>その取引の仕組みは各通貨組合せとも共通で、次のとおりです。</p> <p>a. (現行どおり)</p> <p>b. ロールオーバーがなされた場合に、組合せ通貨間の金利を比較して差が生じているときは、金利差相当額（スワップポイント）が発生します。<u>ただし、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映しないことがあります。</u></p> <p>c. (現行どおり)</p> <p>d. 決済日は、<u>中国人民幣元、インドルピー及び韓国ウォンは取引の7取引日の付合せ時間帯開始時の属する暦日、その他通貨は取引の翌々取引日の付合せ時間帯開始時の属する暦日を原則とします。</u>ただし、日本の銀行の休業日、通貨組合せの外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日等により、決済日が繰延べられる場合には、取引所が別途通知を行います。</p>
<p>☆証拠金</p> <p>(1)～(6) (省 略)</p> <p>(7) ロスカットの取扱い</p> <p>当社は、お客様の建玉を決済した場合に生じることとなる損失の額（値洗いによる評価損益及びスワップポイントを加減します。）が証拠金預託額に対し所定の割合に達した場合、損失の拡大を防ぐため、お客様の計算において転売又は買戻しを行います。（「ロスカットルール」といいます。）ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。</p>	<p>☆証拠金</p> <p>(1)～(6) (現行どおり)</p> <p>(7) ロスカットの取扱い</p> <p>当社は、お客様の建玉を決済した場合に生じることとなる損失の額（値洗いによる評価損益及びスワップポイントを加減します。）が証拠金預託額に対し所定の割合に達した場合、損失の拡大を防ぐため、お客様の計算において転売又は買戻しを行います。（「ロスカットルール」といいます。）ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。<u>また、ロスカットは、保有するすべての建玉に対し実行しますが、ロスカット実行時に保有する通貨の対象国が休日等で取引時間外の場合、その通貨又は金融指標のロスカットは、取引開始後ただちに行います。なお、すべての建玉のロスカットが完了するまでの間は、取引できません。</u></p>

現 行	変 更 後
<p>(8)～(11) (省 略)</p> <p>☆決済時の金銭の授受</p> <p>(省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>{10,000通貨単位※×約定価格差(円) + 累積スワップポイント} ×取引数量</p> <p>※南アフリカランド、ノルウェークローネ、香港ドル、スウェーデンクローナ<u>及び</u>メキシコペソの場合は、100,000通貨単位。</p> <p>(注) (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(以下省略)</p> <p>(取引所為替証拠金取引及びその委託に関する主要な用語)</p> <p>◇スワップポイント</p> <p>取引所為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該取引日に係る決済日から翌取引日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される計算上の数額をスワップポイントといいます。</p> <p>【別紙】</p> <p>☆レバレッジ選択機能</p> <p>(1) レバレッジコース</p> <p>新規注文の発注時に、当社が規定する(a)から(e)のコースの中からいずれかひとつをお選びいただけます。実際の証拠金額につきましては、当社ホームページの「サービス一覧(口座開設と取引ルール)」をご参照ください。</p> <p>(a) <u>基準額</u>コース(取引所の定める「証拠金基準額」)</p>	<p>(8)～(11) (現行どおり)</p> <p>☆決済時の金銭の授受</p> <p>(省 略)</p> <p>・<u>対日本円取引の通貨の場合</u></p> <p>{10,000通貨単位※×約定価格差(円) + 累積スワップポイント} ×取引数量</p> <p>※南アフリカランド、ノルウェークローネ、香港ドル、スウェーデンクローナ、<u>メキシコペソ</u>、<u>中国人民元</u><u>及びインドルピー</u>の場合は、100,000通貨単位。</p> <p>(注) (現行どおり)</p> <p>・<u>韓国ウォンにおける対日本円取引の場合</u></p> <p><u>{10,000,000通貨単位×約定価格差(円) + 累積スワップポイント} ÷100※×取引量</u></p> <p><u>※取引単位は10,000,000通貨単位ですが、呼び値及びスワップポイントが100通貨単位あたりの数値であるため、実質的には100,000通貨単位となります。</u></p> <p>(以下現行どおり)</p> <p>(取引所為替証拠金取引及びその委託に関する主要な用語)</p> <p>◇スワップポイント</p> <p>取引所為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該取引日に係る決済日から翌取引日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される計算上の数額をスワップポイントといいます。<u>なお、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映しないことがあります。</u></p> <p>【別紙】</p> <p>☆レバレッジ選択機能</p> <p>(1) レバレッジコース</p> <p>新規注文の発注時に、当社が規定する(a)から(d)のコースの中からいずれかひとつをお選びいただけます。実際の証拠金額につきましては、当社ホームページの「サービス一覧(口座開設と取引ルール)」をご参照ください。</p> <p>(a) <u>25倍</u>コース(取引所の定める「証拠金基準額」)</p>

現 行	変 更 後
<p>と同額のコース)</p> <p><u>(b) 25倍コース</u></p> <p>(c)～(e) (省 略)</p> <p>(2) 証拠金不足とロスカット</p> <p>証拠金不足と判定される有効証拠金額は、どのレバレッジコースの建玉を保有していても「証拠金基準額 ((1) (a) の<u>基準額</u>コースに適用される証拠金)」で計算されます。一方、ロスカットと判定される有効証拠金額は、それぞれのレバレッジコースに応じた「発注証拠金額」で計算されますので、ご注意ください。</p> <p>例：<u>基準額</u>コース、10倍コースの発注証拠金がそれぞれ<u>20,000円</u>、<u>100,000円</u>で、建玉をそれぞれ1枚ずつ保有している場合</p> <p>①証拠金不足と判定される有効証拠金額は、<u>40,000円</u> (<u>20,000円</u>×2枚) を下回った場合となります。</p> <p>②ロスカットと判定される有効証拠金額は、<u>96,000円</u> (<u>(20,000円+100,000円)</u>×80%) を下回った場合となります。</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成23年4月1日</u></p>	<p>と同額のコース)</p> <p>(削 除)</p> <p>(b)～(d) (現行どおり)</p> <p>(2) 証拠金不足とロスカット</p> <p>証拠金不足と判定される有効証拠金額は、どのレバレッジコースの建玉を保有していても「証拠金基準額 ((1) (a) の<u>25倍</u>コースに適用される証拠金)」で計算されます。一方、ロスカットと判定される有効証拠金額は、それぞれのレバレッジコースに応じた「発注証拠金額」で計算されますので、ご注意ください。</p> <p>例：<u>25倍</u>コース、10倍コースの発注証拠金がそれぞれ<u>34,000円</u>、<u>85,000円</u>で、建玉をそれぞれ1枚ずつ保有している場合</p> <p>①証拠金不足と判定される有効証拠金額は、<u>68,000円</u> (<u>34,000円</u>×2枚) を下回った場合となります。</p> <p>②ロスカットと判定される有効証拠金額は、<u>95,200円</u> (<u>(34,000円+85,000円)</u>×80%) を下回った場合となります。</p> <p>(以下現行どおり)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成23年8月1日</u></p>